

行政常任委員会報告

令和2年5月7日（木曜日）

午前10時30分開議

委員会室

◎日程

1 総務課

(1) 特別定額給付金給付事業について

2 財政課

(1) 財政再生計画の変更について

(2) 令和2年度補正予算について

◎出席委員（7名）

千葉 勝 君

君島 孝夫 君

大山 修二 君

本田 靖人 君

熊谷 桂子 君

高間 澄子 君

今川 和哉 君

◎欠席委員（0人）

【委員長挨拶】

（千葉委員長）

ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、理事のほか、説明員として、課長等が出席されることになっております。

本日の委員会の進め方ではありますが、総務課、財政課の順に報告事項の説明を受け、これに対する質疑を行って参りたいと思います。

また、参加者間の距離を確保するため、隣と距離をあけてご着席いただき、ご発言の際もマスク着用のまま発言するようお願いいたします。そのように

取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めさせていただきます。

【総務課】

(千葉委員長)

それでは、総務課より報告を受けて参ります。

(総務課長)

おはようございます。

総務課からは、報告事項が1点、特別定額給付金事業についてでございますが、お手元の資料、裏面に記載された事業概要に基づき説明させていただきます。

本事業は、令和2年4月20日に閣議決定をされた「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」のうち、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速且つ的確に家計への支援を行うことを目的とされたものでございます。

当該事業の実施主体は市区町村とされ、掛かる費用の財源は国庫補助が10分の10でございます。夕張市といたしましては、7億9,085万6,000円の予算要求をしておるところでございます。

給付対象者は、本年4月27日時点において、市の住民基本台帳に記録されている方、受給権者は世帯主とされております。ちなみに、4月27日終了時点の夕張市の住民基本台帳の生データでございますが、人口が7,706人、世帯数が4,591件でございます。基準日前後における転入・転出者、出生・死亡等の調整を現在行っているところでございます。

本給付金の給付額につきましては、世帯構成員1名につき10万円で計算されます。

申請の方法は、感染拡大防止のため、接触しないことを原則としていることから、大きく「郵送申請方式」と「オンライン申請方式」の二つに分けられます。郵送申請方式は、市役所から世帯主宛てに、世帯員名が記載された申請書を郵送いたします。世帯主は記載内容をご確認の上、振り込みを受ける口座の記載、確認書類のコピーを添付の上、市役所に返送するものでございます。

オンライン申請方式は、マイナンバーカードを持っている世帯主が、専用のウェブサイトであるマイナポータル上から必要情報を入力の上、申請する方法でございます。

なお、この二つ以外の申請方法をとる場合、感染対策を自治体の責任において行うのであれば、やぶさかでないという趣旨の国からの事務連絡も踏ま

え、市の高齢化率等に鑑み、市内5カ所で、日がわりで臨時相談窓口を開設する考えでございます。この場合、広報による事前周知が必要なことから、開催については6月中旬を考えてございます。

給付金の支給は、原則として受給権者が指定する口座への振り込みとなります。

スケジュールといたしましては、本事業の実施が国で閣議決定された翌日の4月21日より、システム事業者や郵便局、銀行等との協議を開始しております。5月中旬までに住民基本台帳システムの改修から、世帯主名が入った申請書の印刷、そして各世帯への申請書の発送作業までを終え、申請受付を開始する予定でございます。その上で、各世帯から返送される申請書類のチェックと振り込み手続作業を行った上、最初の振り込みを5月下旬までに行う考えをしております。

その後、送られてきた申請書を一定数量取りまとめの上、随時、7日間間隔で振り込みを行っていく予定をしております。

最後に住民周知でございますが、資料に記載のとおり、広報、市ホームページ、市公式ツイッター等を活用していく考えでございます。また、国からポスターも送られてくるという情報も入っておりますことから、市役所ほかにポスターも掲示していきたいというふうに考えています。

以上です。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(熊谷委員)

2点お願いします。

ほかの町では1人10万円決まったということで、立てかえをして、早期に書類を送ったりしている地域もあると伺っています。それで、夕張市でも、この5月下旬から手続開始ということなのですけれども、今すぐにでも手元に10万円欲しいという方もいらっしゃるのではないかと思います。そういう方に対して何か方策を考えていらっしゃるのか、それが1点です。

もう1点は、高齢者施設などに入所をしていて申請書に自分で記入することが困難ではないかと思われる方もいらっしゃると思うのですが、そういった方の手続については、施設のほうで代わりにしていただけるのか、そういったことを考えていらっしゃるのか、その2点お願いします。

(総務課長)

熊谷委員の質問にお答えします。

現在の情勢で、いち早く欲しいという方について、おられることは十分理解しておりますが、今の状況に鑑みて、そういった立てかえ等を行う考えは

ございません。

また、高齢者等の施設につきましては、国からの指針もございますが、その施設に働いている方が、代理申請が可能なような仕組みになっておりますので、関係各所と調整しながら、そういったところを進めていきたいと考えています。

以上です。

(熊谷委員)

今、立てかえとかのことは考えていないということだったのですけれども、ほかの町だと、いろんな方法を考えていらっしゃるところもありますよね。例えば、生活保護を申請すると小口融資を受けられるとか、いろいろな方策があると思うのですが、そういったことも、市として対応できる何らかの方策というか、そういったことを発信していただく必要があるのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

(総務課長)

これ、給付金以外のことの話になりますか。

(熊谷委員)

いや、給付金でしょう。だって、給付金 10 万円について、先に欲しい人について、どうにかならないかということなのですから。検討していただければ、それでいいですけれども。

(総務課長)

小口融資に関しましては、市の社会福祉協議会のほうで行うことで、市のホームページにもご案内しているところがございますので、市役所の窓口としては、生活福祉が担当でやっており、実際的にいろいろな紹介もあるように聞いておりますので、そのような形で、もし、お話があったらご紹介させていただければと思います。

(熊谷委員)

わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

給付対象者についてなのですが、4 月 27 日付で住民基本台帳に掲載されている方ということなのですが、市内に多数の外国人労働者の方もいらっしゃるかと思うのですが、そういった方も 4 月 27 日付で住民基本台帳に掲載されている方に対しては受給対象者という認識で間違いないでしょうか。

(総務課長)

本田委員のご質問にお答えします。

お見込みのとおりです。

(本田委員)

はい。ありがとうございます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

例えば、申請方法の周知方法の中で、申請方法の中身のことなのですけれども、ここでは周知方法として6月ころ広報とか、あと、市のホームページとか、市の公式ツイッターとか、なかなかハードルが高いのかと、お年寄りには。それで、例えば、前回いつのときかは利用したと思うのですけれども、町内会を使って回覧板などで、例えば全市民というか、町内会というか、そういう周知方法というのは可能なのか、どうなのかということで、ちょっとお聞きします。

(総務課長)

高間委員の質問にお答えします。

回覧板に関しては、現在想定していなかったところですが、今回、給付の申請書を各戸個別に行う際に、具体的な字を大きくした書き方、わかりやすくした書き方というのを同封しようかというふうに考えております。なるべく非接触型、いわゆる人を介さないで進めたいと思っておりますので、そういった意味では、町内会長にお願いする際も、そういった接触が出てくるのかというのは、今、気になるところではございます。

ただ、高齢者が多い町ですから、そのほうがベターというような考え方もあるかと思っておりますので、ちょっと検討が必要かと思っております。

以上です。

(高間委員)

検討が必要ということは、いいほうに考えていいのだろうか。ちょっと進むのかなという考え方でいいのかな。

(総務課長)

方法論として、例えば、先ほど代理申請のお話でしたが、民生委員の方等は、代理申請が可能というのも出ていますので、一つの方法としては、民生委員の方々に、こういったものがあると具体的に何か声がかかったときに、お手伝いをしていただけないかというようなアナウンスをするのが、今、高間委員がご質問のあった趣旨に近いのかというふうに考えるのです。

以上です。

(高間委員)

はい。わかりましたというか、ちょっと方向が違うかと思うのですけれど

も、なかなか厳しいということなのかな、町内の回覧板でお願いするというのは。ちょっとその返事は、答弁はなかったのだけれど、回覧板でどうなのというのはいかがですか。

(総務課長)

短期間で、なおかつ、今言ったように、多分、町内会長のそれぞれの全員にお願いに当たらなければならないというふうに考えるのです、そういうような方式だと。だとすると、なかなか時間も含めて、先ほど、熊谷委員からの少しでも早くというようなお話もございましたが、そういったことも踏まえると非接触型も鑑みて、ちょっと今現在のところは、町内会のほうでの回覧というのは考えていません。

(高間委員)

はい。わかりました。考えていないということで、はい。

それと、あと代理人のことだったのですけれども、さっき、ちょっと民生委員のお話もあったのですけれども、地域によっては、ふれあいサロンが、地域の方たちは、役所から来るいろいろな公文書なんかわかりづらいと、ふれあいサロンに行って、ちょっと聞いて理解を深めるとかという、そういうことも、結構、仕事の量としては多いように聞いているのですけれども、これは代理人として、例えば、ふれあいサロンに勤めている方いらっしゃいますよね、そういう方に窓口に行って代理人を頼むようなことは可能なのかどうか。

(総務課長)

国からの指標によりますと、民生委員がよくて、ふれあいサロンのいわゆる事務をされている方が駄目だという具体的なものはないです。ただ、いずれにしろ、代理人申請をするのであれば、委任状なり委任をするという判こが必要になります。あとは、その関係、頼む方と代理をする方の関係が明らかになっておって、いわゆる受け取る、私どものほうで、これは代理が申請をしたことだな、いわゆる犯罪の臭いがないなということも含めて、認められれば、可能かと思うのですが。個別具体につきましても、これはケース・バイ・ケースで判断していくしかないというふうに思います。

(高間委員)

あと1点なのですけれども、済みません。

作業のスケジュールなのですけれども、何かすごく大まかなのです。それで、6月号の広報に出るときには、日にちぐらいは何日からという具体的な日にちが出てくるのかと思うのですけれども、やはり中旬とか下旬とかという、こういう大まかでなくて、もう少し具体的な日にちを設定していただければと思います。いかがでしょうか。

(総務課長)

今現在、申請書を全て全戸の封筒に入れて発送する作業、郵便局にお願いする日を5月15日と考えています。そこから受付になりますので、受付は5月18日、月曜日を考えています。

(高間委員)

はい。ありがとうございます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

先ほど、市内5カ所で日が変わり相談ということがお話をされましたが、6月に予定されているということでした。それで、例えば、申請書と一緒に相談日を書いたものを入れて、何とか申請書が届いたら、やはりそんなに日を置かずに相談したい方が相談できるような、5月中にできるような、5月から6月初めにかけてできるような、何かそういう方法がとれないのかと思うのですけれども、どうですか。

(総務課長)

先ほど、5月15日に申請書を郵便局までというお話させていただきました。で、そこから18日からの1週間から2週間については、返送が殺到するというふうに我々は考えています。ご存じのとおり、市役所も限られた人間で、なおかつ総務課のほうでも担当していますので、その2週間を取りあえず乗り切って、広報が配布される6月以降にというところで考えております。

熊谷委員がおっしゃられることも十分わかるのですが、ちょっと私どもの作業ボリュームのほうも考えてのスケジュール感だとご理解ください。

(熊谷委員)

その点はわかりました。

そうしましたら、例えば、ふれあいサロンとか、南支所とか、そういうところに相談日が決まった時点で、ポスター、そういうのを貼っていただくとか、何か周知方法を、広報を見ない方も随分いらっしゃるといふふうに聞くものですから、広報を見なくても、こういう相談窓口がこの日に設置されるのだということがわかるような、そういう周知方法もぜひお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

(総務課長)

具体的な施設のところに、相談日を貼るということですね。それについては承知しました。ただ、繰り返しますが、この申請に関しましては、非接触型を原則としておりますので、今、ひょっとしたら、私も無症状だけれど、

感染しているかもしれないということも鑑みて、なるべく接触しないようなスタイルを考えておりますので、みなさんも、そういったことをどうぞご確認いただければと思います。

以上です。

(熊谷委員)

よろしく申し上げます。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

(小林議長)

一つでなく、何点かちょっとお聞きしたいのですけれども、まず一つは、これ全戸、全世帯というか、その部分での通知が行くという部分ですけれども、まず一つは、今まで役所のほうにもこれに関する問い合わせ等があったのではないかという部分で考えているのですけれども、そのことに関して、役所のほうにはいろんなケースで相談とか、それから問い合わせが多かったのか、その辺、どのような状況なのかをお聞かせいただきたいと思います。

(総務課長)

議長おっしゃるとおり、役所、私ども総務課ですので、直接 52-3131 にかかってくるものも含めて、問い合わせは、やはり 1 日に数件ございます。で、やはり内容としましては、夕張市としては、いつから給付がされるのかという内容が一番多く来たというふうに考えております。

(小林議長)

それぞれの委員の方からもお話があったとおりに、できるだけ早くというのが、これ市民の望みかと思えます。それで、先ほどの説明の中に、それぞれボリュームの話をしておられましたけれども、行政的に大変な作業になるのかと思えますけれども、これから準備を進める中で、できるだけ早くその準備を進めていただきたいと思いますというのがお願いでございますけれども、一番、それで課題になっている部分があるとしたら、今どういう、人的なことなのか作業的な部分で課題があるのか、もし、おありになればお話ししたいと思います。

(総務課長)

課題としましては、ちょっと私もこの給付事業に関しましては、初めてのものですから、どういったものがあるのかというのはあるのですが、市民がご相談にこられることは、やはりあると思うのです。その際の感染対策をどのようにしていくかということが、まず一番、今回に関しては大きいと思えます。ひょっとして 100%はないと思うのです、感染対策における。私がまさか宇宙服みたいなものを着るわけにはいきませんし、やはりできることしか

ないと思うのですが、それにしてもやはりお話を対面でしていく上で、感染のリスクというのは避けられないものですから、そういったものをいかに軽減するようにしていくかというのは、ちょっと課題になるものがあります、というふうに考えます。

(小林議長)

わかりました。

作業的に大変ボリュームがあるので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、もう一つだけ。これ全世帯ですので、それぞれ報道等でもあるようにDVだとか、レアなケースがあるかと思ひますけれども、これは個人情報もあるので、詳しくは結構でございますけれども、夕張市にも、やはり届かないケースだとか、それから、こういう申請書に配慮しなければならない部分があるのかどうかお聞きしたいと思ひます。

(総務課長)

議長の質問にお答えします。

DVに関しましては、やはり国のほうでも指針はございまして、実際の住民基本台帳に記載されているところと違うところに住まわれている、保護を受けている方等々はいかに対処していくかについて、メニューで示されております。ただ、実際にそのような形で、私どもも沿って進めていきますが、それにやはり方法、個別個別でメニューにそぐわない場合もあるかと思ひますので、現状に即した中で担当する課とも情報を共有しながら進めていくしかないのかというふうに考えています。

(小林議長)

できるだけスムーズな対応で、市民が安心・安全にこういうものは、スムーズに給付していただけるような手順、これからもできるだけスピード感を持って進めていただきたいと思いますと思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございます。

以上です。

(千葉委員長)

以上で、総務課を終わります。

【財政課】

(千葉委員長)

次に、財政課より報告を受けて参ります。

(財政課長)

おはようございます。

それでは、財政課よりご報告いたします。

まず1点目、財政再生計画の変更についてでございます。資料1をご覧ください。

夕張市財政再生計画の変更予定事項について、令和2年度第2次(5月)変更についてでございます。

基本的な考え方につきましては、今回の財政再生計画の変更は、令和2年度第1次(3月)の変更以降に生じた、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び経済対策に対応するものでございます。計画変更後の歳入・歳出増減額は、8億424万9,000円でございます。計画変更に伴い必要となる財源については、感染症対策に係る国庫支出金を活用するほか、一般財源は、財政調整基金からの繰入金により対応するため、再生計画期間の変更はございません。

それでは、歳出について、ご説明申し上げます。

No,1 特別定額給付金給付事業についてでございます。「新型コロナウイルス感染症経済対策」として、給付金事業に係る経費及びそれに必要な事務費について、予算計上するもので、国庫補助金が充当されるものでございます。変更額は7億9,085万6,000円でございます。

No,2 保育対策総合支援事業費、感染症対策として、保育所等の消毒に必要な経費を補助するものでございます。変更額は200万円、国庫支出金及び道支出金で対応するものでございます。

No,3 臨時特別給付金給付事業、新型コロナウイルス緊急経済対策の一環で、学校の臨時休業等により子育て世帯の出費が増すことから、児童手当を受給している子育て世帯に対して給付するものでございます。変更額は762万7,000円、国庫支出金で対応するものでございます。

続きまして、No,4 感染症拡大防止対策(保健)でございます。市で行う健診、窓口対応等各種事業実施の際に必要な物品、並びに市立診療所における感染疑い患者のための診療所内での動線確保に係る備品について、購入する経費を計上するものでございます。変更額は116万9,000円でございます。財源は、全額一般財源でございます。

No,5 感染症拡大防止対策(学校教育関係)でございます。子供たちの安心・安全の確保のため、学校内の除菌に要する消毒液や体温計測機等、早急に必要な物品の整備に要する経費を計上するものでございます。また、休校中に各家庭で活用してもらう資料の配布対応を要することから、必要な経費を計上するものでございます。変更額は51万3,000円。全額一般財源でございます。

No,6 学校臨時休業対策費、各学校における一斉臨時休業時の学校給食休止への対応として、①学校給食費返還等事業としまして、学校給食費を保護

者に返還し、共同調理場における事業者から購入した食材に掛かる経費を市が補助するものでございます。②学校給食調理業者に対して設備等の購入に掛かる経費を支援する事業でございます。①については、事業費の4分の3、②については事業費の3分の2が、それぞれ国庫補助金が充当されるものでございます。変更額は160万円。国庫支出金が18万7,000円と90万円、一般財源が51万3,000円でございます。

No,7 感染症対策に係る子育て支援、幼稚園における感染拡大防止のために必要な消毒液など、保健衛生用品を購入する経費を計上するものでございます。変更額は48万4,000円。全額道支出金が充当されます。

ページをおめくりください。歳入関係でございますが、歳入につきましては、全て歳出に伴う歳入でございます。歳入 No,1 と 2 につきましては、歳出の No,1 の定額給付金事業に掛かる経費。歳入 No,3 と 4 につきましては、歳出 No,3 の児童手当を給付している世帯に対する給付事業に掛かる事業費と事務費。

ページをおめくりください。歳入 No,5 番それと歳入 No,7 番につきましては、歳出の No,2 の保育対策総合支援事業に係る歳入でございます。歳入 No,6 番につきましては、歳出 No.6 番の学校臨時休業対策費に係る歳入でございます。歳入 No,8 番感染症対策に係る子育て支援補助につきましては、歳出 No,7 番で道支出金の歳入でございます。歳入 No,9 番の財政調整基金繰入金につきましては、歳出 No,4 番と 5 番と 6 番に係る一般財源について財政調整基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、資料 1-2 をご覧ください。

資料 1-2 には、財政再生計画変更の概要を記載しておりますので、ご確認願います。

続きまして、報告事項の 2 番目、令和 2 年度補正予算についてでございます。資料 2 をご覧ください。

1 ページ、一般会計の款別総括について記載しております。予算総額につきましては、補正前が 101 億 4,307 万 3,000 円、今回の補正額が 8 億 424 万 9,000 円。補正後の予算総額は 109 億 4,732 万 2,000 円でございます。

2 ページ目、一般会計の事項別明細の補正につきましては、先ほど、計画変更の説明と同様でございますので、説明については省略させていただきます。

また、今回通常でございますと、計画変更の議決をいただいた後、総務大臣の同意を得た後、補正の議決という順序でございますが、今回、このような状況を鑑みて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 10 条第 6 号のただし書で、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務

大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がないときは、事後において遅滞なくその変更について、総務大臣に協議し、その同意を得なければならないという事項が適用されますので、臨時議会においては計画変更の議決、その後補正の議決という形をとらせていただくことをご了承いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(千葉委員長)

これより、報告に対する質疑を受けて参ります。

(本田委員)

資料 1-1 の 2 ページ目、No,6 学校臨時休業対策費の中で、衛生管理改善事業で設備更新費 45 万円を計上されていますが、具体的にどういった設備の更新を予定されているのかお聞きします。

(財政課長)

これは、あくまで補助金の枠の設定でございます。45 万円を限度に整備に対する補助を行うというものの設定を行うところで、今、現在事前に確認したところ、設備を実施したい業者については、具体的な業者名は申し上げませんが、1 社から設備改善をしたいというところで 45 万円を限度に補助をしたいというふうに考えております。

そのほか、消耗品についてもパンの納入業者、それと製麺の納入業者、それと給食の指定管理をしている業者からの 3 社から意向がございましたので、30 万円の限度額を予算計上したところでございます。

以上でございます。

(本田委員)

わかりました。

(千葉委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財政課を終わります。

【閉会】

(千葉委員長)

以上で本日予定していた案件は全て終了いたしましたので、これで行政常任委員会を閉じます。ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委員 長 千 葉 勝 ⑩